

指定管理者候補者の評価基準等

三次市指定管理者選考委員会設置要綱に基づき実施します。

(1) 審査

① 提出書類の確認

団体からの提出書類について担当課において確認します。

② 審査方法

ア 提出された書類をもとに，選考委員会において審査を行います。

イ 書類審査の結果をもとに，市長に報告します。

ウ 審査結果は，申請団体に通知し，公表します。

(2) 提案内容の評価基準

審査における主な評価項目と配点は次のとおりです。

評 価 項 目	内 容	配 点
○ 管理運営の基本方針と実績 団体の理念・運営方針や，施設の設置目的と事業内容の整合性，管理実績や環境保護，地域貢献への姿勢等について審査します。	団体の理念・姿勢・運営方針・実績が確かで，施設の設置目的に沿っていると認められるか	30点
	管理運営に対する意欲・熱意が評価できるか	
	環境保護や障害者の雇用等の福祉施策に対する姿勢が評価できるか	
	組織運営ノウハウの保有等が認められるか	
	市内に本拠地や拠点等を置くことによる地域貢献が期待できるか	
	施設の設置目的と事業内容は整合しているか	
○ 管理運営計画 公平な施設運営や利用者サービスの向上，利用促進への取組，施設維持管理水準の妥当性，防犯・防災等について審査します。	施設の維持管理水準が妥当であるか	30点
	利用者に対するサービスの向上や利用増等への取組みが期待できるか	
	地域や関係団体との信頼関係づくりを図る取組み等が評価できるか	
	緊急時（犯罪，防災）の対応等は，十分な体制及び方策と認められるか	
	個人情報保護や情報公開等に対する考え方や取組みが適切と認められるか	

	特色ある取り組み等が，地域の特性・人材・ノウハウを生かした計画で，団体の特性を生かした創意工夫や積極性が認められるか，また実現可能性に無理がないか	
○ 組織体制・財政基盤 適切な収支計画の策定や財務内容，必要な人員の確保，適切な職員配置と研修計画等について審査します。	責任体制，各業務の配置人数等が適正と認められるか	20点
	地域人材の活用が図られると認められるか	
	収支計画が適正か (提出資料「事業計画書」内「5 収支計画」)	
	団体の財政基盤の安定や継続性が認められるか	
○ 経費的な効果 指定管理料提案額が，経費の縮減を図れるものとなっているかについて審査します。	【評価点の算出】 配点20点×最低提案額／当該申請者の提案額 ※提案額が上限を超える場合は，0点とする。	20点
総合評価		100点